平成２９年（フ）第１３６号
岡山県倉敷市福井82番地１　アンダンテ福井B106
破産者　藤原　文太
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第５０号
福岡県北九州市小倉北区金田２―11―１クライスマルミネ１、住民票上の住所福岡県久留米市城島町青木島482番地６
破産者　野中　謙吾
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１９号
福岡県久留米市善導寺町飯田859番地３
破産者　久保山　稜
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第６１号
大分県中津市大字蛎瀬1172番地１
破産者　大塚千代子（旧姓平嶋）
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成３０年（フ）第４５号
鹿児島県鹿児島市唐湊３丁目15番15号　さくらヒルズ壱番館511号
破産者　坂下　直子
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第８６号
鹿児島県鹿屋市古江町7430番地10
破産者　新村　結花
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第２５９号
沖縄県那覇市上間１丁目２番12号
破産者　西銘　浩己
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３６１号
沖縄県那覇市若狭３丁目33番11号
破産者　儀間　真治
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第５１号
青森県三戸郡五戸町字野月13番地17、旧住所東京都渋谷区恵比寿西２丁目１番７号　ミツワマンション　902
破産者　澤　　敬二
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第１０６号
岩手県北上市北鬼柳３地割37番地
破産者　伊藤　美佳
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成３０年（フ）第４号
秋田市柳田字鳥越114番地６　リーガルシティ105号
破産者　中野和香子（旧姓福岡）
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７号
秋田市将軍野南２丁目２番21号　メープルオーク２　102号、前住所秋田県潟上市飯田川飯塚字家ノ越２番地26
破産者　石井　武志
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８１号
福島市渡利字中江町40番地の１サービス付き高齢者向け住宅ひだまり、従前の住所福島市田沢字木曽内15番地の１
破産者　丹治　隆夫
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第２７０号
石川県野々市市菅原町11番22号
破産者　髙原　将太
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１８号
愛知県豊橋市平川本町１丁目５番地12(105)、従前の住所愛知県豊橋市東小浜町19番地の３
破産者　村松　道之
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第４９５号
大阪市淀川区東三国６丁目１番35―207号、破産手続開始決定時の住所京都市南区上鳥羽南鉾立町19番地１
破産者　山本　健司
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４１号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字宇野1581番地
破産者　本田　充造
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第９３号
山口市平井1656番地８
破産者　佐田　彩花
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４４号
長崎県長崎市片淵３丁目16番４号
破産者　ＮＩＳＨＩ　ＤＩＡＮＡ　ＤＥＣＥＮＡ
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係